

山梨県森林環境保全推進事業費補助金交付要綱

平成24年6月20日 森整第290号 制定

(趣旨)

第1条 知事は、災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、山梨県森林環境保全推進事業を行う者（以下「事業主体」という。）に対して、予算の定めるところにより、山梨県森林環境保全推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「山梨県森林環境保全推進事業（以下「本事業」という。）」は、「森林環境保全推進事業（造林補助）」及び「森林環境保全推進支援事業」に区分する。
- (2) 「森林環境保全推進事業（造林補助）」とは、本事業のうち山梨県造林事業費補助金交付要綱（昭和62年9月9日森整第8-54号。以下「造林補助金交付要綱」という。）に基づき、造林事業費補助金の交付を受ける事業（以下「推進事業」という。）とする。
- (3) 「森林環境保全推進支援事業」とは、前号に定める事業以外で知事が別に定める事業（以下「支援事業」という。）とする。

(補助対象事業の内容)

第3条 推進事業及び支援事業の補助対象事業の内容は、「山梨県森林環境保全推進事業実施要領」によるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第3条に規定する補助金の交付の対象となる事業区分毎の造林種別、補助率等、事業主体並びに補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(推進事業における補助金交付事務)

第5条 推進事業における補助金交付事務については、造林補助金交付要綱の定めるところによる。

(支援事業における補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、規則第4条の規定により、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は、年度の3月15日のいずれか早い時期までに、森林環境保全推進支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 森林環境保全推進支援事業実績報告書(第2号様式及び2号様式付表)
- (2) 造林地実測図(第3号様式)
- (3) 造林地位置図(第3号様式に準ずる)
- (4) 事業実施状況写真
- (5) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 事業主体が搬出間伐に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、前項に定める森林環境保全推進支援事業費補助金交付申請書に加え、間伐材の搬出材積及び収益見込額等を記載した、森林環境保全推進支援事業間伐材搬出報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(支援事業における補助金交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請すること。
- (2) 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(第5号様式)により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金(補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を返還すること。

(支援事業における補助金の交付)

第8条 知事は、規則第5条及び13条の規定により、第6条に定める申請を受理したときは、必要な竣工検査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適当と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定(第6号様式)を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな

場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

- 2 知事は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定にあたっては、搬出に係る間伐材の収益見込額を減額するものとする。

(支援事業における恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付)

第9条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、この要綱の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

(支援事業における財産の処分の制限)

第10条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供してはならない。

- 2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は山梨県森林環境保全推進支援事業費補助金財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の経由)

第11条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄の林務環境事務所の長を経由して、知事に提出しなければならない。

(証拠書類並びに経理書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた事業主体は、本事業における補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類並びに経理書類を、荒廃森林再生（支援）事業及び里山再生（支援）事業においては事業終了年度の翌年度から起算して20年間、広葉樹の森づ

くり推進（支援）事業においては30年間保管するものとする。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。